

改葬手続きについて

手続きの流れ

① 改葬許可申請書に記入する。

- ・申請書は、改葬骨（死亡者）1体につき1枚が必要です。
- ・申請者は、現在お墓を承継し管理している方になります
- ・「死亡年月日」「埋葬又は火葬年月日」欄は、分かる範囲で記入ください。不明な場合は「不詳」としてください。
- ・埋葬者（死亡者）の氏名等が不明な場合は、お寺の過去帳等でできるだけ調べていただき、どうしても不明な場合は、「先祖代々 何名分」として申請いただくことも可能です。

② 現在の墓地等の管理者に申請書を提出し、埋葬証明を受ける。

- ・墓地等の管理者は、「お寺の場合は住職」、「共同墓地の場合は、地区会長など」

③ 市役所市民生活課に埋葬証明のある申請書を提出し、「改葬許可証」を受け取る。

- ・申請の際は、申請者の身分証明書（運転免許証等）を確認させていただきます。
- ・改葬するすべて埋葬者（死亡者）の方について本籍、死亡年月日等の確認を行います。許可証の交付まで時間がかかりますので、ご了承ください。

④ 現在の墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を受け取る。

⑤ 移転先の墓地等の管理者に「改葬許可証」を提出し、納骨する。

その他

- ・改葬許可（申請）は無料です。
- ・改葬の場所が不明な場合は、確認をさせていただく場合がございます。受入承諾書等がある場合は写しを添付ください。
- ・埋葬者（死亡者）の本籍が、上山市以外の場合は、死亡者の戸籍（除籍）謄本等の添付をお願いする場合がございます。
- ・郵便による手続きの場合は、申請書、返信用封筒（切手貼付、宛名、連絡先記入）申請者の身分証明書（運転免許証の写し等）を下記まで送付ください。

ご不明な点はお問合せください

問合せ先 〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市役所 市民生活課 市民記録係 Tel023-672-1111 内線 114